

公営企業としての

羽村市水道事業について

ひしだ ならき
菱田 檜樹 議員

質問 東京都水道局は、おいしい水道水を目指して、高度浄水処理を含む施策を進めることとした。羽村市では先行して、昨年度から高度浄水施設を稼働させている。

①羽村市民の、その後の水道水に対する評価は。

②高度浄水施設への市内外からの視察の状況は。そしてその所見は。

③羽村市水道事業会計平成十五年決算の際の水道事業経営分析によると、例えば家庭料金は、一カ月二十立方メートルあたり平成十四・十五年度ともに千六百二十七円で、



▲第一配水塔（水道事務所）

全国平均二千五百四円と比べて格段に安く、優良な経営状況がうかがえる。近い将来の収益の状況をどう判断するか。

④水道施設の耐震状況は。またその対策は。

当面は

現在の水道料金体系で事業運営できる

市長 ①「高度浄水施設を見学し、膜ろ過処理工程の説明で、病原性微生物等の対策を確認でき安心感ももてた」「薬品を使用していないので安心できる」等の評価を得ている。

②平成十六年十月末の視察件数は、二十二団体四百十一人、この内八十四人が市民である。市外の方には「他市に先駆けて水への安全対策を実施した水道事業者の姿勢に感心した」等の意見をj得ている。

③平成十六年度決算の経常利益は、六千五百万円余りを計上できると考えている。

④厚生労働省発行の「水道施設耐震工法指針・解説」に基づく耐震構造になっている。震災対策として、配水塔は、緊急遮断等で貯留水の流出を抑え、応急時に使用できるようなにした。他の水道施設も、耐震補強工事を完了している。布設後二十五年を超えた配水管路は、毎年度、六百メートル程を管種替えしている。今後同様に措置していく。

市民健康診査の拡大を

なかはらまさゆき
中原 雅之 議員

質問 市民の健康に対する関心が高まり、市で行う健康診査の充実を望む声も多い。

①あきる野市では十六歳以上を対象に、無料の市民健康診査を行っている。羽村市も基本健康診査の対象年齢の拡大をしてはどうか。

②基本健康診査の実施期間は現在、六十五歳未満が六・七月、六十五歳以上が九・十月となっている。六・七月も九・十月も年齢に関係なく受診できるようにし、さらに期間も拡大するなど、市民がもっと受けやすくしてはどうか。

③骨粗しょう症の検診事業の対象年齢が六十五歳未満となっているが、六十五歳以上も対象にしてはどうか。

対象年齢の拡大は考えていない

市長 ①羽村市福祉施策審議会の答申に基づき、四十歳以上を対象に実施しているが、四十歳未満の方については、健康を維持していくための望ましい生活習慣を自ら実行していたり、必要であると考えており、現在のところ、対象年齢を引き下げて拡大することは考えていない。

②保健センター内での検討、また医師会にも検討いただいた結果、現行の方法が定着しており、さらに統一された年齢枠で行っていることから、健診終了後、速やかにデータ集計できるなどの利点があり、変更する必要はないであろうとの見解をいただいている。

しかし、健康維持のための基本的な健診であることから、健診しやすい体制にすることは必要であると考えており、さらに検討していきたい。

③高齢の方を対象にした転倒予防体操教室を実施する等、骨粗しょう症の原因とする骨折予防のための事業の充実を図っており、現在のところ、年齢拡大については考えていない。



▲基本健康診査の様子



▲農産物直売所

羽村市の

農業問題に関する

今後の取り組み方について

はまなかとしお
濱中俊男 議員

質問 羽村市は昭和三十年代からの四十年間で、それまでの純農村風景が一変し、現在の市街地化された都市へと変ぼうを遂げた。この陰に、大切な農地を提供した多くの農家があったことを忘れてはならない。

農地は現在、市面積の六％を切っている。しかし、防災面、緑地確保の面、観光面等の多面的な機能を持っている。そこで、次の四点を伺う。
①羽村市における農業の基本的な問題は、どこにあると考えているか。

- ②農業後継者の育成について行っている施策は。
- ③農産物直売所の今後の管理運営方法の考え方は。
- ④農業委員会の継続設置に関しての市長の考えは。

羽村市は

農業委員会を

継続設置する

市長 ①具体的には、「人材確保の問題」「農地の減少の問題」「農業の経営環境の問題」「生産者と市民意識のギャップの問題」などがある。

②農業後継者で組織する「羽村市農業後継者クラブ」では、活発な活動をしている。市では、それらの活動に対し、農業後継者育成補助金を支出しているほか、さまざまな面から支援をしている。

③公の施設の管理運営は、地方自治法の改正によって、指定管理者制度が導入され、民間事業者も含めた幅広い団体に行わせることが可能となった。農産物直売所については、

市民サービスの向上と施設の管理運営コストの縮減等を基本に、指定管理者制度の導入を可能とする条例の改正を、今議会に提案している。

④「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律」の施行を受け、農業委員会の会長から、農業委員会の継続設置について要望書をいただいた。農業委員会は、農地の多い少ないに係わらず農業振興には欠かせないものと考えており、羽村市においては、農業委員会を継続設置すると回答した。

男女共同参画社会の 実現に向けて

はまなかとしお
桑原 壽 議員

質問 基本的人権が保障され、性別にとらわれることなく一人ひとりが人間として尊重される社会の実現のために、以下について問う。

①男女共同参画基本条例の早期制定が望まれるが、市長の考えは。

②オンブズパーソン（第三者）制度による男女平等に関する苦情相談窓口の早期実現が待たれる。進捗状況は。

③働く女性の意識と実態調査が行われ、産前産後休暇制度等、六つの各種制度に対する認知度、利用状況等について問題が浮き彫りになった。改善策についての検討は。また、男性も育児休業を取りやすくする等の事例の周知や、相談窓口設置等の検討は。

市民へ男女平等意識の啓発を行っていく

市長 ①「はむら男女共同参画推進プラン」により、市民の男女平等意識の醸成を図り、実効性のある事業を着実に推進していく。条例の制定については、長期的な課題として調査研究を進めていきたい。

②既に実施している自治体などの情報収集を行っており、これらを参考に、平成十七年度から「男女共同参画推進会議」で調査研究していただき、



▲「女と男、ともに織りなすフォーラムinはむら」の様子